

# しずおか食セレクション認定制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 静岡県は、多彩で高品質な農林水産物を産出する「食材の王国」である。その農林水産物の中から、全国ひいては海外に誇りうる、価値や特徴等を備えた商品を県独自の認定基準に基づいて厳選のうえ「しずおか食セレクション」として認定し、これらを戦略的にPRすることにより、「食の都」づくりを進める静岡県のブランド力向上を図るとともに、「しずおか食セレクション」の認定をめざした取組を誘発することにより、県内産業の活性化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県産品」とは、原則として静岡県内で生産された農林水産物とする。
- (2) 「事業者」とは、農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であつて、原則として県内に住所又は主たる事務所の所在地を有するものをいう。
- (3) 「販売者」とは、県産品を販売する個人、法人又は団体であつて、原則として県内に住所又は主たる事務所の所在地を有するものをいう。
- (4) 「認定」とは、事業者からの申請に基づき、静岡県独自の認定基準（以下「認定基準」という。）に適合する県産品について、知事が設置する審査会で審査し、「しずおか食セレクション」として知事が認めることをいう。

## (審査会の設置)

第3条 知事は、しずおか食セレクションの認定を行うため、審査会を設置する。

2 審査会に関する必要な事項については、別に定める。

## (認定の対象及び認定申請資格)

第4条 しずおか食セレクションの認定の対象及び認定の申請を行うことができる資格のあるものは、次のとおりとする。

- (1) 認定の対象 事業者が生産する県産品
- (2) 認定の申請を行うことができる資格のあるもの 原則として、認定の対象となる県産品を生産する事業者とするが、事業者及び販売者が共同申請することもできるものとする。

## (認定基準)

第5条 認定基準は、別に定める。

(認定の申請)

第6条 知事は、毎年度期間を定めてしずおか食セレクションの認定申請を受け付けるものとする。

2 認定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、しずおか食セレクション認定申請書(様式第1号)を県産品ごと作成し、知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) しずおか食セレクション認定申請調書(様式第2号)

(2) その他県が必要と認める書類

4 申請書及びその他添付書類(以下「申請書等」という。)は、原則として、申請者の住所又は主たる事務所の所在地(共同申請にあつては、事業者の住所又は主たる事務所の所在地)を管轄する県の出先機関を経由し、経済産業部関係課(お茶振興課、農芸振興課、畜産振興課、林業振興課及び水産振興課をいう。)に提出するものとする。ただし、認定を受けようとする県産品の生産の範囲が県内広域にわたる場合は、経済産業部関係課に直接提出するものとする。

5 申請書等を提出する県の出先機関は、農産物、畜産物及び林産物については、農林事務所(東部農林事務所御殿場支所を除く)とし、水産物については、水産技術研究所とする。

6 経済産業部関係課は、しずおか食セレクション認定申請に係る意見書(様式第3号)を付して、受理した申請書等をマーケティング課に送付するものとする。

(認定の審査)

第7条 知事は、前条の申請があつた時は、申請の内容が認定基準に適合しているかを認定審査会に諮った上で認定を行うものとする。

2 知事は、審査にあたり、必要に応じて申請者の生産場所等の現地調査を行うことができる。

3 申請者は、審査が円滑に行われるように協力するものとする。

(審査結果の通知及び認定)

第8条 知事は、認定を行った時は、その結果を申請者に対して、しずおか食セレクション認定通知書(様式第4号)により通知するとともに、しずおか食セレクション認定証(様式第5号)を交付するものとする。

2 知事は、審査会に諮り、審査会が認定基準に適合しないと認めたときは、認定しないものとし、当該申請者にその理由を付して、しずおか食セレクション認定審査結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 認定証の交付を受けたもの(以下「認定を受けたもの」という。)は、すみやかにマーケティング課に誓約書(様式第7号)を提出するものとする。

(認定の公表及び県の責務)

第9条 知事は、認定した県産品(以下「認定商品」という。)の情報及び申請者名を公表し、積極的に情報発信しなければならない。

(認定内容の変更)

第10条 認定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに別に定める変更届出書(様式第8号)を第6条第4項の規定に準じて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載されている氏名若しくは名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 申請書に記載されている所在地又は連絡先を変更したとき。
- (3) 認定商品の生産又は販売を廃止又は中止したとき。
- (4) 認定商品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) 認定商品の商品名を変更したとき。

2 知事は、変更届出書の提出があったときは、これを公表するものとする。

(実施状況報告書)

第11条 認定を受けたものは、毎年度終了後1か月以内に、実施状況報告書(様式第9号)を第6条第4項の規定に準じて、知事に提出するものとする。

(報告及び調査)

第12条 県は、認定を受けたものに対して、必要に応じて報告を求め、又は認定商品の生産現場、製造施設若しくは集出荷施設等への立入調査を行うことができるものとする。

(認定の有効期間及び認定期間の延長)

第13条 認定の有効期間は、認定証の交付年度から5年後の年度末とする。ただし、認定の有効期間が終了する時まで、次項及び第3項の手続きを経て、認定期間を5年間延長できるものとする。

- 2 認定期間の延長を希望するものは、しずおか食セレクション認定期間延長申請書(様式第10号)を認定を受けた県産品ごとに作成し、知事に提出するものとする。
- 3 知事は延長申請書が適当と認められる場合は、しずおか食セレクション認定期間延長承認書(様式第11号)により通知するとともに、しずおか食セレクション認定証(様式第5号)を再交付するものとする。

(認定の表示)

第14条 認定商品には、別に定めるしずおか食セレクションのマーク(以下「マーク」という。)を表示することができる。

2 マークの使用に関しては、別に定める。

(認定を受けたものの責務)

第15条 認定を受けたものは、この要綱を遵守するとともに次の各号について、特に留意しなければならない。

- (1) 認定商品の生産、製造、流通及び販売を通じて、当該認定商品の情報発信を積極的に行うとともに、認定商品に関する問い合わせ等に誠実に対応し、静岡県に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。

- (2) 認定商品の計画的な生産、製造、流通及び販売体制の整備に努めなければならない。
- 2 認定商品の生産、製造、流通及び販売において、当該認定商品に係る事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定を受けたものがその責任を負うものとし、当該認定を受けたものは、事故等の関係者に対し説明するなど当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- 3 認定を受けたものは、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、事故等発生通知書（様式第 12 号）により、第 6 条第 4 項の規定に準じて、すみやかに県に報告しなければならない。

#### （認定の取消）

- 第 16 条 知事は、認定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、審査会に諮り、認定を取り消すことができる。
- (1) 認定を受ける資格を欠くに至ったとき。
  - (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
  - (3) 第 10 条に規定する届出又は第 11 条に規定する報告を正当な理由なく行わなかったとき。
  - (4) 第 12 条の報告又は立入調査を正当な理由なく拒否したとき。
  - (5) 認定商品の生産、製造又は販売を中止又は廃止し、再開の見込みがないとき。
  - (6) 認定辞退の申し出があったとき。
  - (7) その他当該制度の運用又はしずおか食セレクションの価値に重大な支障をきたす行為があったとき。
- 2 知事は、認定の取り消す場合には、その対象となる認定商品及びその個人の氏名又は法人若しくは団体の名称若しくは代表者の氏名（共同申請にあっては、申請書に記載されている事業者若しくは販売者の氏名若しくは名称又は代表者の氏名）を公表することができる。
- 3 知事は、認定の取り消しを行う場合には、あらかじめ認定を受けたものの意見を聞くものとする。
- 4 前項の規定により、認定を取り消されたものは、その取り消しの日から 3 年を経過しなければ、新たな認定の申請をすることができない。
- 5 知事は、第 1 項の規定により認定の取り消しを行ったときは、認定を受けたものに通知するものとする。

#### （事務処理）

- 第 17 条 この認定に関する事務処理及び審査会の事務局は、経済産業部産業革新局マーケティング課が行う。

#### （雑則）

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

この改正は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。

この改正は、平成 24 年 10 月 26 日から施行する。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。



(様式第1号)

しずおか食セレクション認定申請書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

共同申請者 (※販売者が事業者と共同申請する場合)

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 ⑩

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

しずおか食セレクション認定制度実施要綱第6条の規定により、しずおか食セレクションの認定を受けたいので申請します。

(様式第2号)

## しずおか食セレクション認定申請調書

### 1. 申請者の概要

平成 年 月 日現在

ふりがな			
個人氏名又は 団体(法人)名			
代表者役職	ふりがな		
	代表者氏名		
住所又は 所在地	〒 (       -       )		
設立年月日	年 月 日	団体の場合は構成経営体数* (法人の場合は構成員数)	戸 人
TEL	FAX		
E-Mail	@		
U R L	http://		
担 当 者 部署・役職名	ふりがな		
	担当者氏名		
担当者連絡先	TEL	FAX	
	E-Mail	@	

\* 団体の場合は、名簿を添付すること。

### 共同申請者の概要 (販売者が事業者と共同申請する場合に記入)

ふりがな			
個人氏名又は 団体(法人)名			
代表者役職	ふりがな		
	代表者氏名		
住所又は 所在地	〒 (       -       )		
TEL	FAX		
E-Mail	@		
U R L	http://		

## 2. 申請商品の概要

申請商品名		品目分類	
-------	--	------	--

### (1) 申請商品のセールスポイント（独自性・コンセプト等）

### (2) 申請商品の概要と販売・流通戦略等

#### ①商品情報

主な生産地(市・町名)	
出荷時期	
出荷形態	

※商品パンフレット又はチラシ等がある場合は添付

#### ②主な販売地域や出荷・販売先など

項目	現状	将来（3年後）
主な販売地域		
主な出荷・販売先		
主な購買層		

#### ③流通・販売戦略

#### ④伝えたい商品イメージ（キャッチコピー）

#### ⑤商品のPR方法

### (3) 安全について

（\*しずおか農水産物認証制度、JGAP、T-GAP、HACCP等を取得している場合は、その旨を記載）

安全な商品の生産、製造についての具体的な取組は別紙の項目を記載

### (4) 品質について

項目	内容
①大きさ、外観、内質等	
②生産、流通・販売に関する取組	

## (5) 使い手からの評価

### ①過去3年間の販売実績（主要販路ごとの実績）

#### ア 販売額の実績

（単位：千円）

販売先	平成 年（年度）	平成 年（年度）	平成 年（年度）
1			
2			
3			
その他			
計			

#### イ 販売量の実績

（単位： ）

販売先	平成 年（年度）	平成 年（年度）	平成 年（年度）
1			
2			
3			
その他			
計			

#### ウ 平均単価の実績

（単位： 円／ ）

販売先	平成 年（年度）	平成 年（年度）	平成 年（年度）
1			
2			
3			
その他			
平均			

### ②添付資料（評価を判断する資料）

- ・ 主要販売先からの評価、採用実績、推薦の資料
- ・ 同業者・食品加工業者・料理人・各種食サービス従事者による評価、採用実績、推薦の資料
- ・ 地元及び主要消費地における消費者による評価、推薦
- ・ 新聞や雑誌等の紹介記事
- ・ コンクール等の入賞実績
- ・ その他申請商品に関する評価が判る資料 など

(様式第3号)

しずおか食セレクション認定申請に係る意見書

平成 年 月 日

マーケティング課あて

〇〇〇課長

しずおか食セレクション認定制度実施要綱第6条第6項の規定に基づき、認定申請のあった「 県産品名 」について、しずおか食セレクション認定基準に基づき、下記のとおり意見を提出する。

記

○ 認定申請に係る意見

(様式第4号)

産マ第 号  
平成 年 月 日

申請者あて

静岡県知事

㊟

### しずおか食セレクション認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった県産品について、審査した結果、下記のとおり認定することとしましたので通知します。

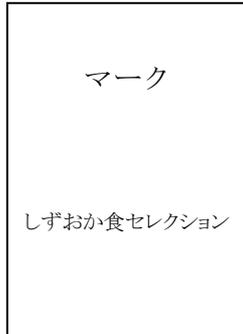
なお、認定にあたり、しずおか食セレクション認定要綱第8条に規定する誓約書を平成 年 月 日までに提出してください。

#### 記

- 1 県産品名
- 2 理由又は意見

様式第5号

# しずおか食セレクション認定証



申請者様

静岡県知事 氏 名

印

平成 年 月 日付けで申請のあった県産品について、しずおか食セレクション認定制度実施要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり認定します。

## 記

1 認定番号 第 号

2 認定県産品名

3 認定年月日 平成 年 月 日

4 有効期限 平成 年 月 日まで有効とする

(様式第6号)

産マ第 号  
平成 年 月 日

申請者あて

静岡県知事

㊟

しずおか食セレクション認定審査結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった県産品について、審査した結果、下記の理由により認定しなかったので通知します。

記

- 1 県産品名
- 2 理由又は意見

(様式第7号)

## 誓約書

しずおか食セレクションの認定を受けるにあたり、しずおか食セレクション認定制度実施要綱を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 認定を受けた県産品の生産や販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行うとともに認定商品に関する問い合わせ等に誠実に対応し、静岡県に対するイメージの向上に繋げるよう努めます。
- 2 認定を受けた県産品の計画的な生産及び適正な保管・流通体制の整備に努めます。
- 3 認定を受けた県産品の生産、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

平成 年 月 日

静岡県知事

様

申請者 住所  
氏名

印

(様式第 8 号)

しずおか食セレクション認定申請事項変更届出書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

認定番号 第 号

認定商品名

住所

氏名

しずおか食セレクション認定制度実施要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

変更事項	新	
	旧	

(様式第9号)

しずおか食セレクション実施状況報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

認定番号 第 号

認定商品名

住所

氏名

しずおか食セレクション認定制度実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 販売実績（過去1年間： 年 月～ 年 月）

販売額	千円
販売量	kg
平均単価	円

2 情報発信の取り組み状況・実績

（広告宣伝、取材、物産展等イベント出展等の実績を記入）

3 しずおか食セレクション認定県産品として新規拡大した取引先の数

（単位：社又は店）

販売先エリア	取引先数
県内	
国内(県外)	
海外	
その他(ネット販売等)	

4 特記事項

（認定取得後の取引先や消費者の声などを記入）

(様式第 10 号)

しずおか食セレクション認定期間延長申請書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

認定番号 第 号

認定商品名

住所

氏名 ㊟

しずおか食セレクション認定制度実施要綱第 13 条の規定により、しずおか食セレクションの認定期間を延長したいので申請します。

(様式第 11 号)

しずおか食セレクション認定期間延長承認書

産マ第 号  
平成 年 月 日

申請者あて

静岡県知事

印

平成 年 月 日付けで申請のあった県産品について、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

なお、承認にあたり、しずおか食セレクション認定要綱第 15 条に規定する認定を受けたものの責務を遵守してください。

記

1 延長を承認する県産品名

2 延長期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(様式第 12 号)

しずおか食セレクション事故等発生通知書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

住所  
氏名

しずおか食セレクション認定制度実施要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

認定番号	第 号
認定県産品名	
事故等の内容	
対応方針 又は 処理結果	